

四国地方整備局における総合評価方式の実施方針 (港湾空港関係) 【工事】

四国地方整備局においては、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価方式をより積極的かつ効果的に活用する観点から、総合評価方式の実施方針を以下のように定める。

第1 総合評価方式の適用

1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し落札者を決定する方式である。「価格以外の要素（技術力）」の評価結果を数値化した技術評価点数（標準点＋加算点）を企業の入札価格（予定価格以下であること）で除して算出された数値（＝評価値）が最も高い業者を落札者とするものである。

技術評価点数＝標準点＋加算点

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に対して
100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を
与える。

また、いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低価格入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価方式として、「施工体制確認型総合評価方式（以下「施工体制確認型という。）」を試行する。施工体制確認型における技術評価点数は以下のとおりとする。

技術評価点数＝標準点＋加算点＋施工体制評価点

施工体制評価点：品質確保のための体制その他の施工体制の
確保状況の評価基準に基づき評価し与える
ものである。

さらに、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担が増大していることに鑑み、競争性を維持しながら契約の相手方をより合理的・効率的に選定できるよう、広く競争参加者を募った上で、第一段階の競争における評価点が上位の5者程度に、最終的な落札者を決めるための入札書及び技術提案等を求める「段階選抜方式」を実施する。

また、事業の特性、地域の実情等に応じて多様な入札契約方式を試行できるものとする。

2) 総合評価方式の適用

総合評価方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とする。

また、低価格入札の発生状況を踏まえて、施工体制確認型を積極的に適用するものとする。

3) 総合評価方式の方式

総合評価方式の適用に当たっては、工事の技術的な特性に応じて次に掲げる何れかの方式を選択する。

(1) 技術提案評価型

①技術提案評価型（S型）

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、品質の確保、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を実施できることとする。

②技術提案評価型（S I（エスイチ）型）

施工方法等において技術的な工夫の余地が特に多い工事において、競争参加者の「技術向上提案（※）」に基づいた比較的軽微な設計図書の変更（目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む）により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向

上等が期待される場合や、新技術・工法等の活用が期待できるものについて、その的確性及び実現性の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を実施できることとする。

実施にあたっての詳細は、「港湾及び海岸工事における総合評価落札方式 技術提案評価型 S I 型の試行」（令和 7 年 9 月 26 日付け国港総第 417 号、国港技第 71 号）における「総合評価落札方式 技術提案評価型 S I 型 試行実施要領」及び本実施方針によるものとする。

（※「技術向上提案」とは、一定の範囲内で費用を計上することを前提として「軽微な設計図書の変更を許容した技術提案のことをいう。」）

（2）施工能力評価型

①施工能力評価型（I 型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める施工計画を確認し、同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を実施できることとする。

②施工能力評価型（II 型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

〔別紙 図－1 参照〕

第 2 総合評価方式の加算点及び施工体制評価点の評価要素

1) 加算点の評価要素

総合評価方式の加算点の算定は、「技術提案の評価」、「技術者の評価」及び「企業の評価」の 3 つの評価要素より行うものとする。

（1）技術提案の評価

競争参加者から技術提案を求め、工事毎にあらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価を行うものとする。なお、技術提案の内容が適正でない場合は競争参加を認めない。また、一定水準以下の技術提案の場合も競争参加を認めないことが出来るものとする。

○内容が適正でない技術提案とは、

- ・ 提案内容に対する根拠が明らかでない技術提案
- ・ 他の施設管理者等と新たな協議を必要とし、協議しても実現の可能性の低い技術提案
- ・ 現地の気象、地形、地質等の条件が考慮されていない技術提案
- ・ 労働安全衛生規則等の法律、規則に抵触する技術提案
- ・ 技術提案を実施することで品質の低下が懸念される技術提案等を言う。

○一定水準以下の技術提案とは、

- ・ 品質確保が、一定水準以上あると認められない技術提案等を言う。
(求める水準は工事内容に応じて設定することが出来るものとする。)

(2) 技術者の評価

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。

(3) 企業の評価

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。

2) 評価要素の評価点の算定

各評価要素の評価点の算定は、別紙 表-1～5の評価項目等により行うものとする。

3) 施工体制確認型の適用及び施工体制評価点の評価要素

施工体制確認型は、原則全ての工事に適用するものとし、施工体制評価

点の算定は「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。（別紙 表－6）

第3 評価要素の評価点から加算点への換算

1) 加算点への換算

競争参加者の技術提案に対する加算点は、総合評価の方式に対応し該当する評価要素（技術提案の評価、技術者の評価、企業の評価）の評価点の総和（＝合計評価点）を基に、これを総合評価の方式及び工事規模により該当する「加算点幅」に換算したものをもちて加算点とするものとする。

なお、この換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点を、また、最も低い合計評価点の競争参加者に0点を与え、その間の競争参加者の加算点は按分し算定することも出来るものとする。

2) 方式毎の評価要素と適用加算点

(1) 技術提案評価型

①技術提案評価型（S型）

「政府調達に関する協定※1）」適用工事の場合

評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は65点とする。

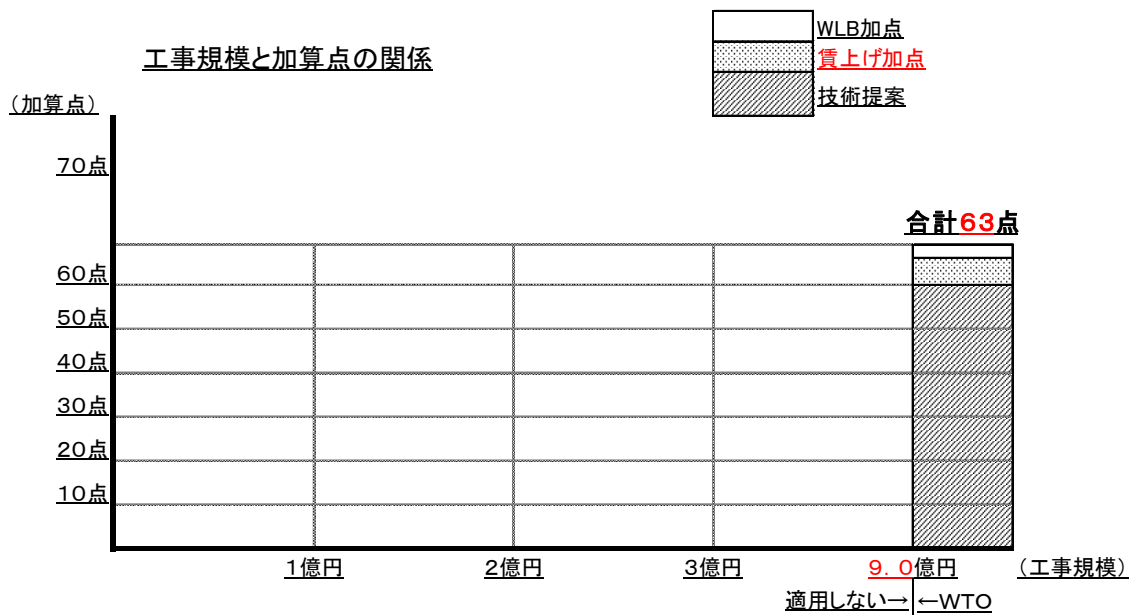
「政府調達に関する協定」適用外工事の場合

評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は、技術提案の評価点は30点、技術者及び企業の評価点は20点、合計50点とする。

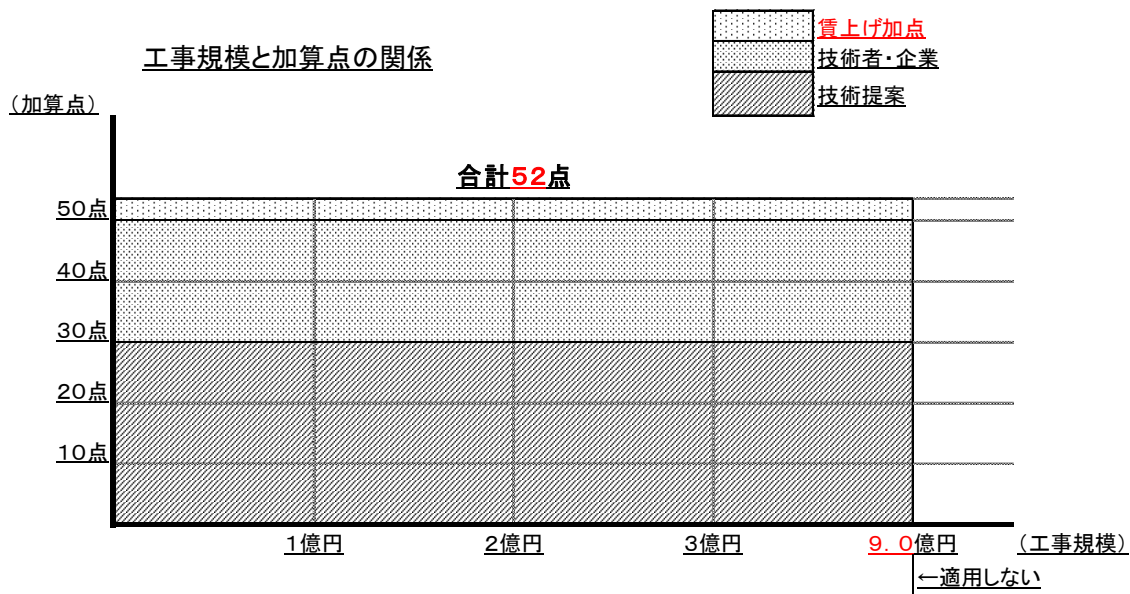
※賃上げの実施を表明した企業に対する加点については換算後に加点する。

※1) 国の建設工事の調達において、R8.4.1～R10.3.31の間は9.0億円以上が対象

●技術提案評価型(S型・WTO)【技術提案2テーマ】



●技術提案評価型(S型・WTO以外)【技術提案1テーマ】



②技術提案評価型（S I（エスイチ）型）

技術提案の設定は、「通常技術提案※2）」と「技術向上提案」の双方を設定することとし、それぞれの提案数は1つを標準とする。

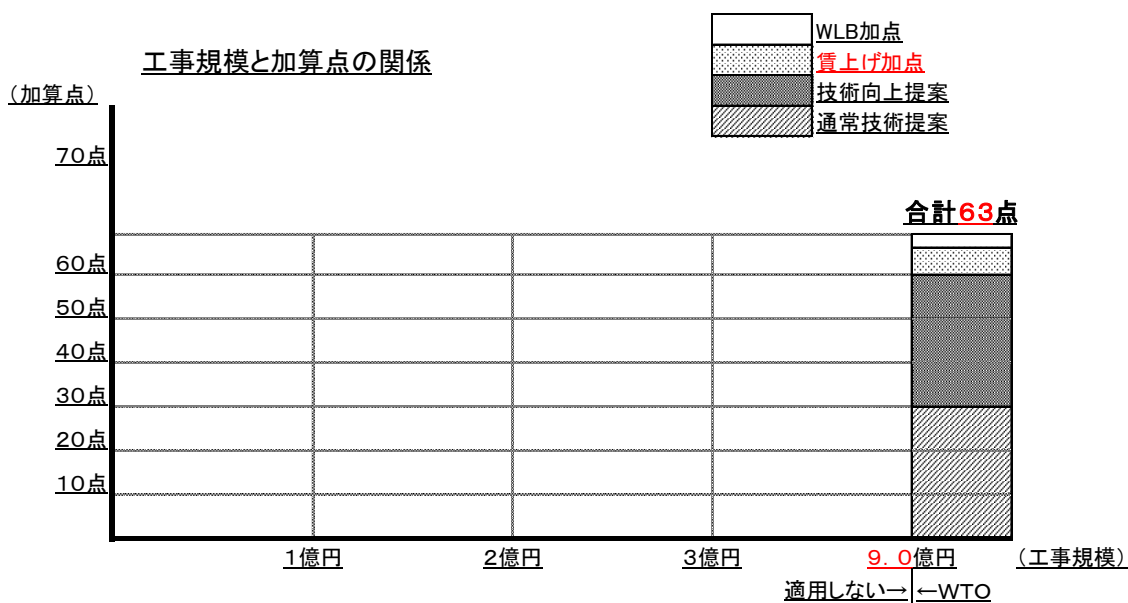
※2）「通常技術提案」とは、S型で求める技術提案と同様のものをいう。

「政府調達に関する協定」適用工事

評価要素はS型と同様とする。ただし、通常技術提案と技術向上提案の点数配分は、技術提案に関する配点の合計に対して技術向上提案の配点が占める割合が1/2となるよう設定する。

※賃上げの実施を表明した企業に対する加点については換算後に加点する。

●技術提案評価型(S I型・WTO)【技術提案2テーマ(技術向上提案、通常技術提案)】



(2) 施工能力評価型

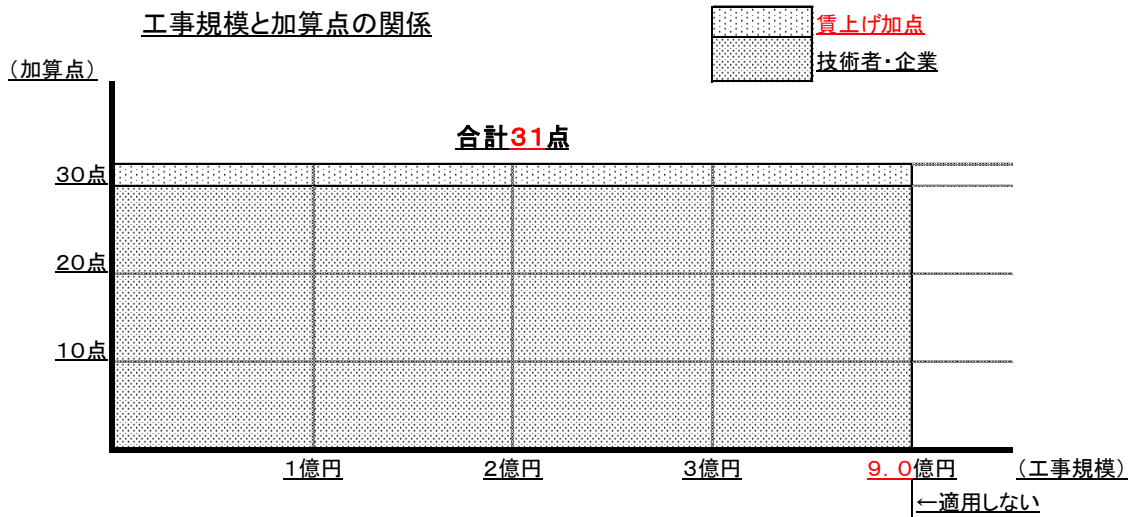
施工能力評価型（I型・II型）

評価要素としては、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は30点とする。なお、I型における施工計画は可・不可の二段階で判断し点数化はしないものとする。また、施工計画が不可の場合には競争参加資格を認めないこととする。

※賃上げの実施を表明した企業に対する加点については換算後に加点する。

なお、本方式は、「政府調達に関する協定」適用工事には適用しない。

●施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）



（3）施工体制確認型における適用加算点

施工体制確認型を適用する場合の加算点は、10～70点までの範囲内で工事内容に応じて適切に定めることができる。

通達：「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」
（平成18年12月8日付け国港総第683号）

第4 落札者の決定方法

「技術提案評価型」、「施工能力評価型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

1) 入札参加者は、価格及び技術資料（技術提案、施工実績等）をもって入札し、以下により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

2) 評価値

- ① 入札価格が予定価格以下であること。
- ② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格 (単位: 億円)} \\ &= (100 \text{点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

- ③ 施工体制確認型においては、①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格（単位：億円）

＝（100点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者に100点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価された施工体制評価点を与える。

3) 評価値、基準評価値

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値の計算において入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝標準点（100点）÷予定価格（単位：億円）

- 4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

第5 技術提案の履行義務

落札者から提案された技術提案（S I型の「通常技術提案」を含む）は、評価に関わらず落札者に履行義務が生じる。ただし、S I型の技術向上提案は、契約手続き段階で落札者から提案された技術向上提案について、契約締結後に発注者が指示を行い、契約変更を実施した場合にのみ、契約変更範囲の履行義務が生じる。

第6 総合評価の履行の担保

1) 履行の担保

落札者決定に反映された技術提案（S I型の「通常技術提案」を含む）、及び発注者が指示を行い、契約変更を実施したS I型の技術向上提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何れかを選択する。

- (1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合
→ 工事の一時中止（提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。）
- (2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合
→ 工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

①工事成績の減点措置

$$\text{未達成率} = A / B$$

A：不履行となった提案数

B：履行義務のある提案数

工事成績評定点の減点基準	
不履行となった提案数の割合	工事成績評定点の減点
未達成率が40%以上の場合	10点の減点
未達成率が20%以上40%未満の場合	5点の減点
未達成率が20%未満の場合	3点の減点

②違約金の徴収

$$\text{違約金} = C * (1 - (D - E) / (F + G + H))$$

C：当初契約額

D：当初契約時の技術評価点

E：不履行となった提案に対して付与された加算点

F：標準点（100点）

G：加算点

H：施工体制評価点

「総合評価における技術提案の不履行に対する措置事務手続実施要領」

（平成23年6月）

第7 低価格入札であって、落札を決定された者が契約しなかった場合の企業評価への反映

低価格入札であって、落札を決定された者（予定された者含む。以下同じ。）が契約しなかった場合は、別紙 表-1～5の評価項目のうち「事故及び不誠実な行為等」で評価点を最大30点減点するものとする。

この措置は低価格入札での落札を決定された者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、低価格入札での落札を決定された者が単体企業の場合は、単体企業が構成員となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。

第8 入札及び契約の過程に関する苦情処理等

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「四国地方整備局入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

また、各競争参加者から提出された技術提案のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問合せに対応するための窓口を設置する。

附 則

（施行期日）

本実施方針は、令和8年4月1日より施行する。

令和8年度総合評価落札方式の実施方針 (港湾空港関係) 【工事】

令和8年3月27日

四国地方整備局

1. 総合評価の基本ルール	
①総合評価方式選定表【見直し】	P4
2. 総合評価における取り組み(働き方改革)	
①ワーク・ライフ・バランスの取組企業に対する評価	P7
3. 総合評価における取り組み(担い手育成・確保)	
①賃上げを実施する企業に対する評価【見直し】	P12
②総合評価落札方式 技術提案評価型(SI型)(試行)	P13~14
③施工実績の緩和(競争参加資格要件の設定)(試行)【新規】	P15~16
④地元企業活用評価(試行)【新規】	P17
⑤工事で使用する作業船の評価	P18
⑥地元作業船評価(試行)【拡充】	P19
⑦地元企業参加JV評価型(試行)【新規】	P20
⑧海上工事施工管理技術者の評価細分化	P21
⑨登録海上起重基幹技能者の評価	P22
⑩建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価	P23
⑪特別港湾潜水技士の評価	P24
⑫チャレンジ型(試行)	P25
⑬自治体実績評価(チャレンジ型併用)(試行)	P26
⑭WTO案件の構成員に係る客観点数の引き下げ	P27
⑮主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の実施	P28
⑯主任(監理)技術者の配置変更(試行)	P29
4. 総合評価における取り組み(生産性向上)	
①ICT技術の全面的活用(試行)	P32
②段階選抜方式の活用	P33
③一括審査方式の活用	P34

黒字:継続 青字:拡充・見直し 赤字:新規

1. 総合評価の基本ルール

①総合評価落札方式選定表

見直し

総合評価落札方式の選定の基本ルールは以下の表による。
 以下の表にある技術提案評価型(S型・WTO案件)及び技術提案評価型(S型)においては、引き続き原則少ないテーマ数を採用することとし、競争参加者・発注者双方の負担軽減に努める。
競争参加者・発注者双方の負担軽減の観点から、施工能力評価型(I型)の適用範囲を技術的難易度「IV」の一部で試行する。
技術的難易度「III」における簡易的な発注方式の拡大を試行する。

(発注等級) ↑	WTO	技術提案評価型(S型又はS I型・原則2テーマ)					9.0億円
	A等級	施工能力評価型(II型)	施工能力評価型(I型又はII型)	技術提案評価型(S型・1テーマ) ※)施工(I型) [試行]	技術提案評価型(S型・原則1テーマ)		2.9億円
	B等級			施工能力評価型(I型) ※)施工(II型) [試行]	※)施工能力評価型(I型) [試行]	技術提案評価型(S型・1テーマ)	
	C等級以下						1.0億円
		I	II	III	IV	V	(技術的難易度) →

※政府調達に関する協定 適用額改正 (令和8年度・令和9年度)

※) 技術的な工夫の余地が小さいと思慮される工事に限り適用することができる。

2. 総合評価における取り組み (働き方改革)

	試行項目	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①	ワーク・ライフ・バランスの取組企業に対する評価	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でWLB等が推進されるための取り組みとして、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する。	・女性活躍推進法(えるぼし等)、次世代法に基づく認定(くるみん等)、若者雇用促進法(ユースエール)のいずれかの法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する。	全工事	【継続】

①ワーク・ライフ・バランスの取組企業に対する評価

継続

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する。

※令和7年10月1日より、全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)に適用を拡大

評価項目	評価基準	配点
ワークライフバランス等を推進する企業の評価	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	A等級:2点 B等級:1点 WTO案件:1点



3. 総合評価における取り組み (担い手の育成・確保)

総合評価における取り組み(担い手の育成・確保)

試行項目		背景・目的	試行内容			対象案件	備考																				
①	賃上げを実施する企業に対する評価	「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」(R3.11.8新しい資本主義実現会議)を受けて、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置等を実施する。	・事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点する。			全工事	【見直し】																				
②	技術提案評価型(SI型)の試行	品確法の改正(R6.6)に基づき、公共工事の品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を図る。	・通常技術提案に加え、技術向上提案(発注者が示した仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、更なる安全性や生産性、目的物の品質向上、或いは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ)を、それぞれ1テーマ求める。 ・技術向上提案に要する費用は、予定価格の5%以内で発注者が設定。			WTO案件	【継続】																				
③	施工実績の緩和(試行)	発注件数の減少等の要因により、競争参加資格要件に求める施工実績の期間等の要件が満たされず入札に参加できない企業が増加している。	・受注機会の確保及び競争環境の適正化の観点から、競争参加資格要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行う試行を開始する。			ブロック製作工事 ※競争環境が整わない場合にも適用可(浚渫工事)	【新規】																				
④	地元企業活用評価(試行)	品質確保の更なる向上に向けて、下請企業の地域への貢献度等について評価を行う。	・地元企業(一次下請予定企業)の下請としての表彰実績を評価する。(対象工事:A等級)			技術提案評価型(S型)(WTO案件及びチャレンジ型除く)	【新規】																				
⑤	工事で使用する作業船の評価	作業船保有者の殆どが中小企業であり、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、作業船は減船や老朽化が進んでいる。	保有状況	<table border="1"> <tr> <td>自社保有</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">出資比率</td> <td>75-100%</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>50-75%</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>25-50%</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新造船</td> <td rowspan="3">出資比率</td> <td>50%-</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>20-50%</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>-20%</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>環境性能</td> <td>高性能を使用</td> <td>4点</td> </tr> </table>	自社保有	4点	出資比率	75-100%	3点	50-75%	2点	25-50%	1点	新造船	出資比率	50%-	3点	20-50%	2点	-20%	1点	環境性能	高性能を使用	4点	<p>・工事で使用する主作業船について、「保有状況」「新造船」「環境性能」に関する評価を実施する。</p> <p>・新造船とは、平成22年7月以降に自ら新造し環境基準を満たした船舶をいう。</p> <p>・新造船使用の場合は、環境性能の高い作業船使用と重複評価は行わず、新造船使用のみで評価する。</p>	主作業船を使用する海上工事 (WTO案件及びチャレンジ型除く)	【継続】
自社保有	4点																										
出資比率	75-100%	3点																									
	50-75%	2点																									
	25-50%	1点																									
新造船	出資比率	50%-	3点																								
		20-50%	2点																								
		-20%	1点																								
環境性能	高性能を使用	4点																									
⑥	地元作業船評価(試行)	大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進する。	<p>・地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に対して評価する。(対象工事:A等級)</p> <p>【対象船舶】 14船種(港湾請負工事積算基準2-1-(15)に示されている主作業船) ※ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、起重機船、リクレーマ船、ケーソン製作用台船等</p>			船舶を使用する技術提案評価型(S型)(WTO案件及びチャレンジ型除く)、施工能力評価型(I型)(チャレンジ型除く)	【拡充】																				

総合評価における取り組み(担い手の育成・確保)

試行項目	背景・目的	試行内容		対象案件	備考
⑦ 地元企業参加JV評価型(試行)	地元中小企業の受注機会の確保の拡大、更には地域に精通した地元中小企業が特定JVの構成員に加わることで地元調整など円滑な事業実施に期待が持たれる。	・地元中小企業が特定JVの構成員として参加する場合に評価する。(対象工事:A等級) 【工種区分】港湾土木工事		5億円以上 (WTO案件除く)	【新規】
⑧ 海上工事施工管理技術者の評価細分化	海上工事施工管理技術者については、海上工事の主たる工種の資格分類毎で試験が実施されており、工種毎の専門性の向上を図る。	・海上工事施工管理技術者について、工種毎の専門性の向上を図るため、資格分類毎(I~III類)に評価する。		全ての海上工事	【継続】
⑨ 登録海上起重基幹技能者の評価	工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図る。	・「登録海上起重基幹技能者」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する。		主作業船を使用する海上工事 (WTO案件除く)	【継続】
⑩ 建設マスター等の評価		・「建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)」又は「建設ジュニアマスター(青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰)」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する。 【対象技能職種】しゅんせつ工、潜水士	建設マスター 5点 建設ジュニアマスター 3点	港湾等しゅんせつ工事(WTO案件除く)、港湾土木工事(潜水作業がある場合)(WTO案件及びチャレンジ型除く)	【継続】
⑪ 特別港湾潜水技士の評価		・「特別港湾潜水技士」を現場従事者(潜水作業管理者)として配置する場合に加算点を付与する。		複数名の潜水士による作業が見込まれる工事(捨石均し、ブロック等の据付等)(WTO案件除く)	【継続】
⑫ チャレンジ型(試行)	直轄工事实績や県工事实績がなく(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保する。	・工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績等のみで評価を行う。		技術提案評価型(S型)(WTO案件除く)、 施工能力評価型	【継続】
⑬ 自治体実績評価(チャレンジ型併用)(試行)	直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、担い手の中長期的な育成・確保を図る。	・配置予定技術者について、直轄発注工事と地方公共団体発注工事の施工経験を同等に評価する。 ・原則としてチャレンジ型を併用することとし、企業及び技術者の工事成績点及び表彰を評価対象外とする。		港湾土木工事(B等級以下)	【継続】
⑭ WTO対象工事の構成員に係る客観点数の引き下げ	中小建設業者の受注機会を確保する。	・特定JVの代表者以外の構成員に係る客観点数について、引き下げを実施する。		WTO案件	【継続】

総合評価における取り組み(担い手の育成・確保)

試行項目		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑮	主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の実施	昨今の担い手不足や技術者の高齢化、受注機会の減少等に起因し、入札時に求められる施工経験を有する技術者の減少といった課題も顕在化している状況である。	・主任(監理)技術者や現場代理人として経験を有さない技術者の育成機会の創出のため、年齢要件の撤廃など、主任(監理)技術者等未経験者育成型工事として取り組む。	全工事	【継続】
⑯	主任(監理)技術者の配置変更(試行)	港湾空港関係工事における技術者不足や担い手確保、育成に向けた取り組み。	・主任(監理)技術者の途中交代に関する要件を、出産、育児、介護に伴う場合に限り一部緩和する。	全工事	【継続】

①賃上げを実施する企業に対する評価

見直し

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。また、減点措置の対象企業に対して減点を行う。

■適用対象: 令和8年4月1日以降に公告を行う、総合評価落札方式によるすべての工事。

■加点評価: 事業年度又は暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は3%以上。

■実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度又は暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国土交通省の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ

入札公告

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって加点評価
 加算点 = 従来の加算点 + 賃上げ加算点

(賃金引き上げ表明は①年度単位又は②暦年単位での表明)
 ①契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
 ②契約を行う予定の暦年

入札、落札決定

落札者が賃上げ加算点で加点なし

落札者が賃上げ加算点で加点あり

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に決算書等を契約担当官等へ提出

賃上げ基準に達していない者には減点措置

賃上げ基準に達していない者については、1年間、国土交通省の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、加点より大きな割合の減点

■総合評価の加点

	加算点合計	配点	加点後加算点合計	加点割合
技術提案評価型(S型・WTO)	61点	2点	／63点	3.2%(≧3%)
技術提案評価型(S型・WTO以外)	50点	2点	／52点	3.8%(≧3%)
施工能力評価型	30点	1点	／31点	3.2%(≧3%)

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例:既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する(※)ことを前提とした技術向上提案を求めることにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

<具体の想定事例>

- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
 - ・港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法
- ②より安全性の高い工法の採用
 - ・潜水作業時の安全性の向上
- ③脱炭素化推進に係る資材の採用 等

○現行の技術提案評価型S型は、技術点差がつきづらくなっていることや、発注者が設計図書で示す仕様の変更は認められておらず施工者のノウハウを十分に活かす発展的な提案がしづらい等の課題が存在。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正(令和6年6月)され、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(SI型))を試行。(⇒令和7年10月の公告案件より)

観点	S型(現行)	SI型(試行)
対象工事	発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事	発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様に対して、競争参加者の技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更(目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む)により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事や、新技術・工法等の活用が期待できる工事とし、港湾及び海岸工事におけるWTO案件を対象とする。
技術提案内容	施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める(従来テーマ)	従来テーマの技術提案(通常技術提案)に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して比較的軽微な設計図書の変更を許容した上で、更なる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは新技術・工法等の活用が期待されるテーマ設定例 ・導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用(港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法等) ・より安全性の高い工法の採用(潜水作業時の安全性の向上) ・脱炭素化推進に係る資材の採用 ※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準
落札者の決定方法	入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高い者が落札者となる。	
技術評価点の項目	<ul style="list-style-type: none"> 標準点 施工体制評価点 従来テーマの技術提案の点数 	<ul style="list-style-type: none"> 標準点 施工体制評価点 通常技術提案の点数 技術向上提案の点数
予定価格の設定方法	発注者が示した仕様に基づいて設定	発注者が示した仕様に基づいて設定 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 公告図書に上限額を明示。上限額は当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定。
技術提案の履行義務	履行義務あり	<ul style="list-style-type: none"> 通常技術提案は履行義務あり 契約手続き段階で提案された技術向上提案について、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる
発注手続き期間	非WTO:合計1.5ヶ月～2ヶ月程度 WTO:合計2.5ヶ月～3ヶ月程度(段階選抜なしの場合)	工事内容・テーマ等に応じ、通常のS型よりも長く設定する。

発注件数の減少に伴い、受注機会が確保されず競争参加資格要件である過去15年間の施工実績等の要件が満たされず、入札に参加できないため実績期間の緩和等の要望が業界団体から上がっている。

受注機会の確保の観点から、入札公告要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行うことで、地元企業の活性化を図ることとする。

◆対象工事は、施工実績を有する期間の重要性を比較的伴わないと考えられる「ブロック製作工事」を対象とする。
ただし、浚渫工事等他工事において地域の实情により適切な企業数が確保できない理由により、競争環境が整わない場合は、本試行を適用しても良いこととする。

【現状の入札説明書】

○. 競争参加資格
.....

(○) ○○年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該施工実績が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
・○○○○○○○○○○○○
.....

(○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
.....

○) ○○年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。
なお、その施工経験が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
・○○○○○○○○○○○○



【緩和後の入札説明書】

○. 競争参加資格
.....

(○) ~~○○年4月1日以降に~~、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該施工実績が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
・○○○○○○○○○○○○
.....

(○) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
.....

○) ~~○○年4月1日以降に~~、元請けとして完成・引き渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。
なお、その施工経験が地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
・○○○○○○○○○○○○

③施工実績の緩和(競争参加資格要件の設定)(試行)(2/2)

新規

【現状の評価項目】

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	〇〇年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10点
		同種性の認められる工事の実績	0点
技術者の能力等	〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験	国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	10点
		地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	6点
		民間の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	4点
		国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	8点
		地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	4点
		民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	2点
		上記以外	0点



【緩和後の評価項目】

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	〇〇年度以降の同種工事の施工実績	(過去15年度間)同種性の認められる工事の実績あり	10点
		(過去15年度間以前)同種性の認められる工事の実績あり	0点
技術者の能力等	〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験	(過去15年度間)国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	10点
		(過去15年度間)地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	6点
		(過去15年度間)民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	4点
		(過去15年度間以前)国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	4点
		(過去15年度間以前)地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	2点
		(過去15年度間以前)民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり(海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績を含む)	1点
		上記以外	0点

◆競争参加資格の同種工事の施工実績において「過去〇〇年度間」という縛りをなくす代わりに、評価の対象とする。

公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する地元企業(一次下請予定企業)の下請としての表彰実績を評価する。

- ・評価項目:地元企業(一次下請予定企業)の下請としての表彰実績
- ・総合評価のタイプ:技術提案評価(S型)(ただし、WTO案件及びチャレンジ型を除く)
- ・対象工事:A等級
- ・工種区分:港湾空港関係5工種

(配点例)

評価項目		評価基準	配点
地域貢献度・ 地域精通度等	地元企業(一次下請予定企業)の過去○年度間の下請としての表彰実績	下請表彰実績あり	4点
		下請表彰実績なし	0点

① 評価の概要

・工事で使用する主作業船について、「保有状況」「新造船」「環境性能」に関する評価を実施する。

■対象工事:WTO案件及びチャレンジ型を除く、主作業船を使用する全ての海上工事（地元作業船評価試行対象工事には適用しない）

② 新造船の定義

・新造船とは、平成22年7月以降に自ら新造し環境基準を満たした船舶をいう。

・自ら新造とは、参加申請者が新造時に出资し、申請書の提出期限までに建造が完了していることをいう。

③ 新造船評価の内容

・新造船に係る出資比率に応じて加点評価を行う。

・新造船使用の場合は、環境性能の高い作業船使用と重複評価は行わず、新造船使用のみで評価する。

・詳細な評価方法は以下のとおり。

評価項目	評価基準	配点	
使用する作業船の保有	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を自社保有している	4点	
	工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を共有保有している申請者の持ち分(出資)比率に応じて加点する	75%以上100%未満	3点
		50%以上75%未満	2点
		25%以上50%未満	1点
	上記以外	0点	
新造船使用又は環境性能の高い作業船使用の有無	新造船使用 工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船を平成22年7月以降に自ら新造し環境基準を満たした主作業船の新造のみに関わる申請者の出資比率に応じて加点する	50%以上	6点
		20%以上50%未満	5点
		20%未満	4点
	環境性能の高い作業船使用 工事に使用する主作業船団のうち、いずれかの主作業船に設置している窒素酸化物の放出基準の対象となる原動機のすべてが、環境基準を満たしている	4点	
	上記以外	0点	

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する。
 工事の主要工種において、当該港の所在する県内に本店を有する地元企業が所有する作業船を活用する場合に加点評価を実施する。

- ・評価項目:工事に使用する主作業船のうち、地元企業が所有する作業船を使用した場合に評価
- ・総合評価のタイプ:技術提案評価型(S型)(ただし、WTO案件及びチャレンジ型を除く)、
施工能力評価型(I型)
- ・対象工事:作業船を使用するA等級
- ・対象作業船:ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、起重機船、リクレーマ船、ケーソン製作用台船等、**14船種**
(港湾請負工事積算基準2-1-(15)に示されている主作業船)

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
地元作業船の活用	工事に使用する主作業船団のうち、地元企業が所有する作業船を使用する	5点
	上記以外	0点

・「地元作業船の活用」の評価は、5点を満点とし、当該港の所在する県内に本店を有する企業の作業船を活用する場合のみ加点の対象とする。

※主要工種の作業日数の30%以上活用すること。

ただし、作業船の使用が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種の合計作業日数の30%以上あれば良い。また、複数の地元作業船を使用して主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も、地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

⑦地元企業参加JV評価型(試行)

新規

地元中小企業の受注機会の確保及び地域に精通した地元中小企業が特定建設工事共同企業体(特定JV)の構成員に加わることで地元調整等円滑な事業実施が図られることを目的に評価を行う。

- ・対象工事:A等級
- ・工種区分:港湾土木工事
- ・発注規模:5億円以上(ただし、WTO案件を除く)

(配点例)

評価項目	評価基準	配点
地元企業参加JV	特定JVで地元企業が構成員として参加 (代表者:四国管内に建設業法に基づく本社(本店)、支店または営業所を有するA等級の事業者) (構成員:●●県内に建設業法に基づく本社(本店)を有するA等級又はB等級の事業者)	5点
	単体で参加 (四国管内に建設業法に基づく本社(本店)、支店または営業所を有するA等級の事業者)	0点

■目的

海上工事施工管理技術者について、海上工事の主たる工種の資格分類毎（Ⅰ～Ⅲ類）で試験が実施されており、工種毎の専門性の向上を図るため、資格分類毎に評価を行う。

■実施概要

海上工事施工管理技術者は、海上工事の主たる工種毎に Ⅰ類：浚渫、Ⅱ類：コンクリート構造物、Ⅲ類：鋼構造物に分けて設定し、総合評価で評価する。

Ⅰ類：浚渫

海上工事（大工種）	Ⅰ類の対象工種	主要作業船
浚渫工（航路・泊地）	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
バックホウ浚渫工	バックホウ船	
構造物撤去工	海上撤去工（航路・泊地）	起重機船、クレーン付台船、グラブ船

Ⅱ類：コンクリート構造物

海上工事（大工種）	Ⅱ類の対象工種	主要作業船	
基礎工	基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船	
本体工	ケーソン式	ケーソン製作工（海上施工）	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船
		ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船（据付）、ガット船
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船
		場所打コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	場所打式	水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
		プレバックドコンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	捨石・捨ブロック式	本体捨石工	ガット船、クレーン付台船
		捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船
	沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船
上部工	上部コンクリート工（海上施工）	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
海上地盤改良工 （コンクリート構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーバードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化処理工	深層混合処理船	
消波工	消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船（据付）
	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船
構造物撤去工	基礎撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船	
	本体工撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船	
	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	
その他の海上工事	Ⅰ類・Ⅲ類へ分類ができない工事。		

Ⅲ類：鋼構造物

海上工事（大工種）	Ⅲ類の対象工種	主要作業船	
本体工	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式等その他の鋼構造	鋼杭工、ジャケット等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船
	浮棧橋	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
海上地盤改良工 （鋼構造物の基礎施工）	床掘工	浚渫船、ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーバードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化処理工	深層混合処理船	
橋梁下部工	基礎工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工	鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船	
	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「登録海上起重基幹技能者」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTO案件を除く)・施工能力評価型」において、主作業船を使用する工事へ適用する。

■対象資格

・登録海上起重基幹技能者

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
登録海上起重基幹技能者の活用	基幹技能者を配置する	5点
	配置しない	0点

【 港湾工事における適用例 】

配置を求める工種
浚渫工・揚土工
ケーソン・ブロック等据付
海上地盤改良工
上部工(海上施工)

※主要工種を対象とし詳細は、個別工事の入札説明書参照。

■評価対象者

①及び②を満足する「登録海上起重基幹技能者」の配置がある場合に、加算点付与の対象とする。

①「登録海上起重基幹技能者」は、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「基幹技能者の活用」の評価対象者は、主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者を除く現場に従事する技能者とする。

※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の主作業船が稼働する期間の全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)」又は「建設ジュニアマスター(青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰)」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

一括審査活用方式を除く「技術提案評価型(WTO案件を除く)・施工能力評価型」における「港湾等しゅんせつ工事」、「港湾土木工事(潜水作業がある場合)」へ適用する。

■対象技能職種

- ・しゅんせつ工
- ・潜水土 (チャレンジ型は、対象外)

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
建設マスター等の活用	建設マスターを配置する	5点
	建設ジュニアマスターを配置する	3点
	配置しない	0点



■評価対象者

- ①及び②を満足する「建設マスター」又は「建設ジュニアマスター」の配置がある場合、加算点付与の対象とする。
 - ①「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」は、元請又は下請企業(専門工事業業者)と直接的かつ恒常的な雇用であること。
 - ※「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」の評価対象者は、主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者を除く現場に従事する技能者とする。
 - ※「登録海上起重基幹技能者」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。
 - ②浚渫(床掘含む)工の施工期間又は該当工種の潜水作業のある期間全てに従事することを条件とする。
 - ※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「特別港湾潜水技士」を現場従事者(潜水作業管理者)として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

■対象工事

チャレンジ型を除く「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」において、原則3名以上の潜水士による作業が見込まれる捨石均し、ブロック等の据付等の工種が含まれる工事を対象とする。

■対象資格

- ・特別港湾潜水技士

■評価項目

評価項目	評価基準	配点
特別港湾潜水技士の配置	特別港湾潜水技士を配置する	5点
	配置しない	0点

■評価対象者

①及び②を満足する「特別港湾潜水技士」の配置がある場合、加算点付与の対象とする。

①「特別港湾潜水技士」は、元請又は下請企業と直接的かつ恒常的な雇用であること。

※「特別港湾潜水技士の活用」の評価対象者は、主任(監理)技術者、現場代理人、技術指導者、担当技術者を除く現場に従事する元請又は下請の技能者とする。

※「特別港湾潜水技士」と「建設マスター」、「建設ジュニアマスター」を同一人物で申請することは認めない。

②該当工種の潜水作業のある期間全てに従事することを条件とする。

※受注者の責において配置できなかった場合は、工事成績評定点を3点減点する。

直轄工事实績や県工事实績がなく(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、技術提案評価型(S型)(WTO案件は除く)及び施工能力評価型において、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績等のみで評価を行うチャレンジ型の試行を実施する。

【実施内容】

○競争参加者が少ないことが想定される港湾土木工事等で適用予定。

【施工能力評価型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5点
	同種工事の施工経験	10点
	工事成績	30点
	優秀建設技術者表彰等	5点
基本企業評価	同種工事の施工実績	10点
	工事成績	30点
	工事に係る表彰	5点
	近隣地域での施工実績	5点
	災害支援に係る表彰等	5点
	災害により出動した実績	5点
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	15点
	同種工事の施工経験	55点
	工事成績	—
	優秀建設技術者表彰等	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	40点
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域での施工実績	—
	災害支援に係る表彰等	—
	災害により出動した実績	—
その他企業評価		適宜

⑬自治体実績評価(チャレンジ型併用)(試行)

- ・近年、直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、担い手の中長期的な育成・確保の観点から、配置予定技術者の評価について、直轄発注工事と地方公共団体発注工事の施工経験を同等に扱う取り組みを試行する。
- ・原則として自治体実績評価ではチャレンジ型を併用することとし、企業及び技術者の工事成績点及び表彰を評価対象外とすることで、直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会の拡大を促進する。
- ・対象工事は、港湾土木工事(B等級以下)とする。

■評価項目の比較表

評価項目		自治体実績評価(チャレンジ型併用)
技術者評価	継続教育(CPD)	評価対象
	施工経験	「直轄の実績」と「地方公共団体の実績」を同等に評価
	工事成績点	評価対象外
	表彰	評価対象外
企業評価	施工実績	評価対象
	工事成績点	評価対象外
	表彰	評価対象外

■配置予定技術者の施工経験の評価基準

評価項目	評価基準	配点
〇〇年度以降に技術者として従事した施工経験 (JVは出資比率20%以上)	国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	55点
	民間の、より同種性の高い工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、より同種性の高い工事で担当技術者の施工経験あり	22点
	国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり	44点
	民間の同種性の認められる工事で主任(監理)技術者または現場代理人の施工経験あり 国土交通省・他省庁・特殊法人等の同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり 地方公共団体(港湾管理者含む)の、同種性の認められる工事で担当技術者の施工経験あり	11点
	上記以外	0点

WTO案件における参加要件の緩和

中小建設業者の受注機会の確保を目的とし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員に係る客観点数について、特定建設工事共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる工事について、客観点数の引き下げを実施する。

工種区分	客観点数		
	特定JV代表者	特定JV代表者以外	
		引き下げ	
空港等土木工事	1,250点以上	1,000点以上	200点
港湾土木工事	1,150点以上	850点以上	300点
港湾等しゅんせつ工事	950点以上	750点以上	200点

建設業における持続的な担い手の確保に向けて、主任(監理)技術者や現場代理人としての施工経験を有さない技術者(主任(監理)技術者等未経験者)に対して育成機会の創出を図るとともに、施工経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

主任(監理)技術者等未経験者と技術指導者を配置した場合には技術指導者を総合評価の評価対象とすることにより、育成機会の創出に寄与するものとする。

主任(監理)技術者未経験者育成型工事	
対象	・主任(監理)技術者や現場代理人未経験の配置予定主任(監理)技術者
総合評価	・技術指導者の実績で評価
技術指導者の専任・非専任	・非専任:工事難易度Ⅰ～Ⅲかつ非WTO案件 ※非専任であれば最大3件まで掛け持ち可 ・専任:工事難易度Ⅳ～ⅥまたはWTO案件
活用回数	・配置予定技術者が競争参加資格に定める同種工事の実績を有している場合、技術指導者の実績での競争参加は不可

【技術者の要件】

①技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。*
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。*

※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

②主任(監理)技術者等未経験者

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)に限る)の施工経験を持たないこと。

⑩主任(監理)技術者の配置変更(試行)

継続

港湾空港関係工事における技術者不足や担い手育成・確保に向けた取組の一環として、主任技術者又は監理技術者の途中交代に関する要件を、出産、育児、介護に伴う場合に限り一部緩和する。

WTO案件の場合

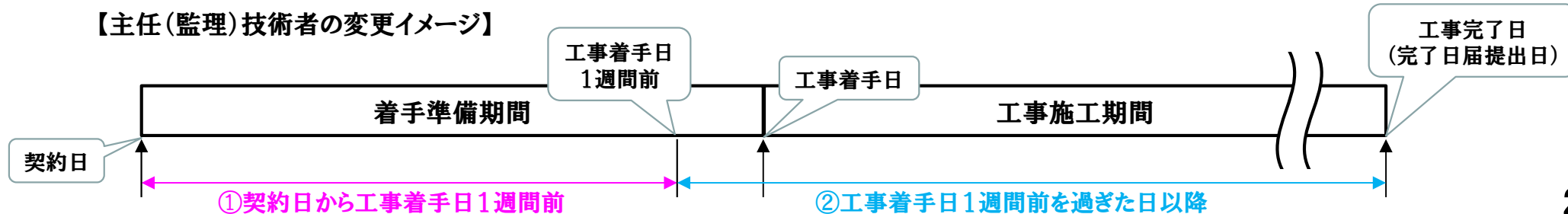
期間	①契約日から工事着手日1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降
変更動機	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等 ・1)から3)に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 <ol style="list-style-type: none"> 1)受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 2)工場から現地へ工事の現場が移行する場合 3)工事工程上技術者の交代が合理的な場合
変更要件	主任(監理)技術者に求める競争参加要件を満たしていること。(同種工事要件等)	

WTO案件以外の場合(要件緩和)

期間	①契約日から工事着手日1週間前まで	②工事着手日1週間前を過ぎた日以降
変更動機	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡、傷病、退職等 ・1)から3)に掲げる場合でやむを得ないとして承認された場合 <ol style="list-style-type: none"> 1)受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合 2)工場から現地へ工事の現場が移行する場合 3)工事工程上技術者の交代が合理的な場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・出産、育児、介護 ※工事期間中は他工事への配置は不可
変更要件	主任(監理)技術者に求める競争参加要件を満たしていること。(同種工事要件等)	
変更要件	変更前の技術者と同等の技術者※が確保されること。	変更前の技術者の「技術者の能力等」の評価合計点の50%以上が確保されること。

※総合評価落札方式における「技術者の能力等」の評価点

【主任(監理)技術者の変更イメージ】



4. 総合評価における取り組み (生産性向上)

試行項目		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①	ICT技術の全面的活用	建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す取り組みとして、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づくICT活用工事を実施する。	・「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③ICTを活用した施工」、「④3次元出来形管理」、「⑤3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用する場合に評価する。(ICT基礎工、ICTブロック据付工)	受注者希望型のICT活用工事 (B等級以下)	【継続】
②	段階選抜方式の活用	受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図る。	<p><一次審査>企業及び配置予定技術者の評価項目における審査評価点の合計の上位5者までを選抜する。</p> <p><二次審査>一次審査で選抜された者より技術提案を受け付け、技術提案と施工体制と価格を総合的に評価して落札者を決定する。</p>	WTO案件 (技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなるが見込まれる工事)	【継続】
③	一括審査方式の活用	隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、総合的に品質の向上を図る。 また、併せて迅速な入札契約手続き、受発注者の事務量軽減、受注業者の固定化対策並びに工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることができる。	・条件を全て満たす2以上の工事において、提出させる技術資料(技術提案及び施工計画含む)の内容を同一のもので評価する。	<ul style="list-style-type: none"> ・(分任)支出負担行為担当官が同一である工事 ・目的、内容、技術力審査、評価の項目が同じ工事 ・業種区分及び等級が同じ工事 ・難易度評価表の大項目及び小項目の評価が同じ工事 等 	【継続】

建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す取り組みとして、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づくICT活用工事を実施する。受注者希望型については、加算点を付与する取り組みを実施する。

■ICT活用工事の実施【受注者希望型】(ICT基礎工、ICTブロック据付工)

- ・総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価する。
- ・工事成績評価において、ICT活用工事の実施について評価する。
- ・施工者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、必要な経費を計上する。

■対象工事:B等級以下

評価項目	評価基準	配点
ICT活用工事【基礎工】 (ICT活用工事計画書)	「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③ICTを活用した施工」、「④3次元出来形管理」、「⑤3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用	5点
	上記以外	0点
ICT活用工事【ブロック据付工】 (ICT活用工事計画書)	「①ICTを活用した施工」、「②3次元出来形管理」、「③3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用	5点
	上記以外	0点

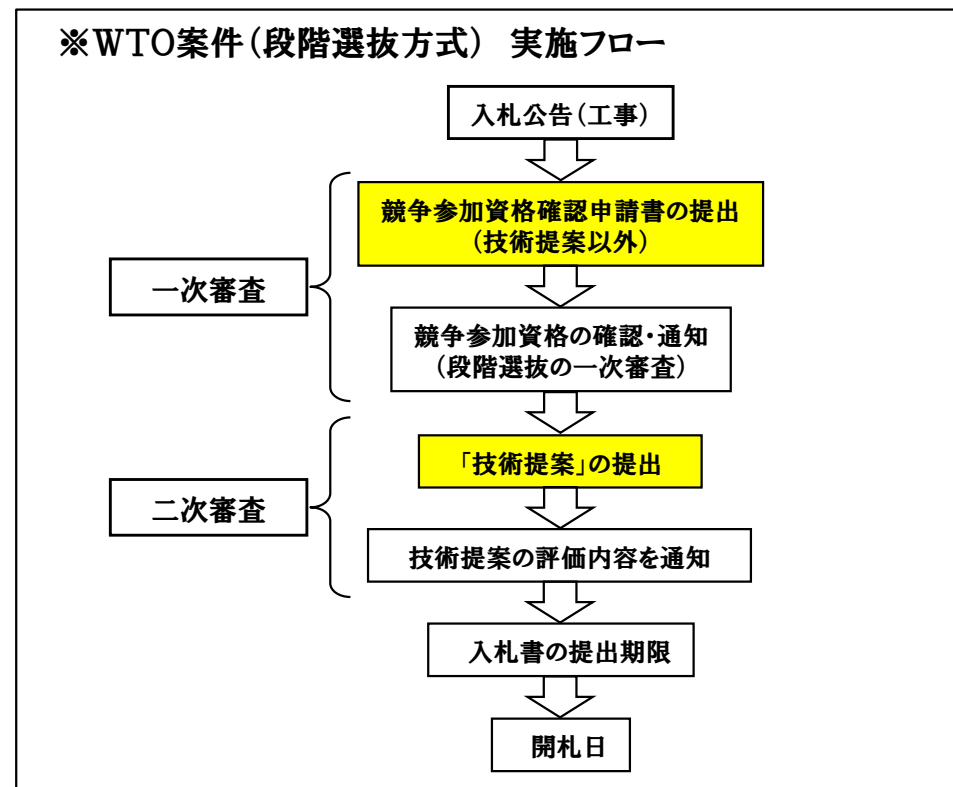
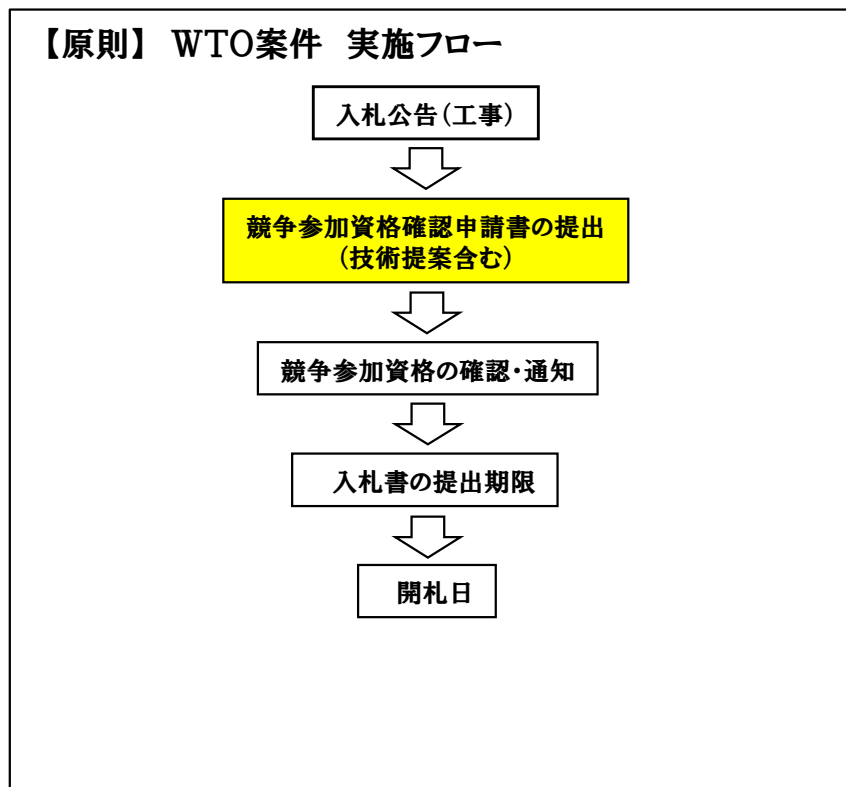
◆技術提案評価型を適用するWTO案件のうち、技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事においては、段階選抜方式を活用することにより、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図ることとする。

<一次審査>

企業及び配置予定技術者の評価項目における審査評価点の合計の上位5者までを選抜する。
ただし、5者目の審査評価点が同一の者が複数いる場合は、その全ての者を選抜する。

<二次審査>

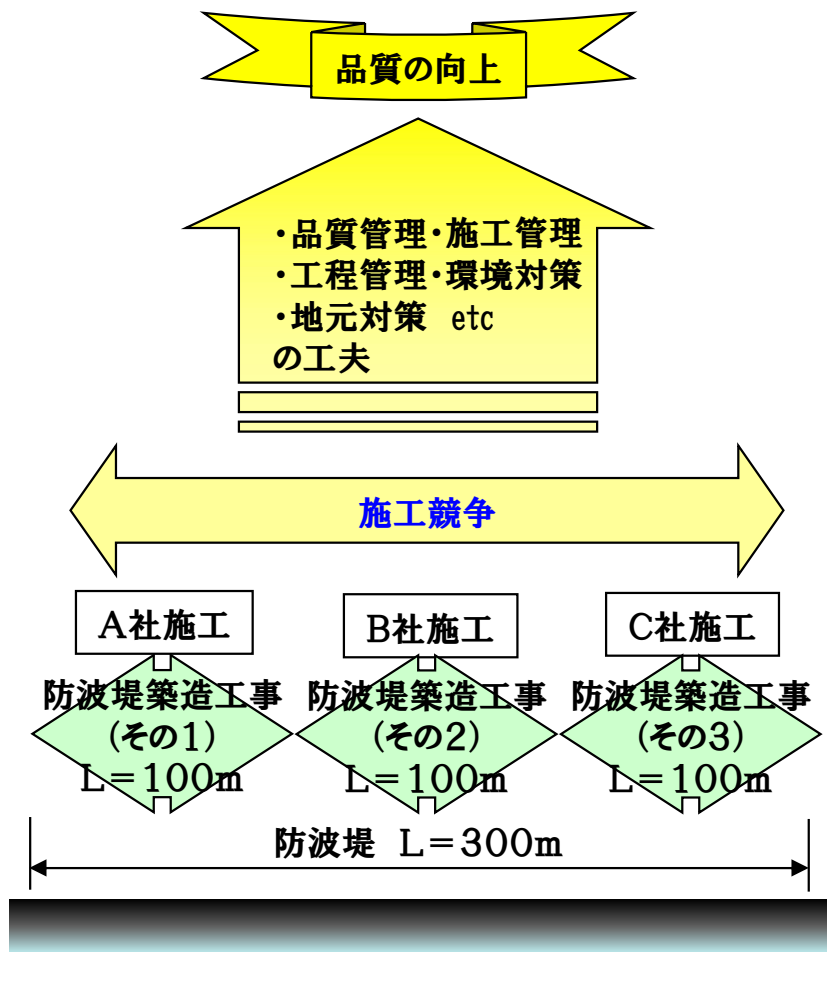
一次審査で選抜された者より技術提案を受け付け、技術提案と施工体制と価格を総合的に評価して落札者を決定する。



【一括審査方式の目的】

- ・隣接する同種・同規模工事を異なる企業が受注することで、受注者間で施工管理・工程管理・環境対策・地元対策等、様々な観点から競争させることによって、総合的に品質の向上を図る。
- ・また、併せて迅速な入札契約手続き、受発注者の事務量軽減、受注業者の固定化対策並びに工事間(受注者間)の連携による効率化も図ることができる。

◆隣接する同種・同規模工事



◆手続きイメージ

- ・防波堤築造工事(その1)
- ・防波堤築造工事(その2)
- ・防波堤築造工事(その3)

※同一の参加資格要件・評価項目・技術提案テーマを設定する。

発注者

一括審査

※3工事について同一内容の技術資料で企業・技術者評価、技術提案評価を一括で審査する。

参加申請

競争参加業者

※同一内容の申請書(技術提案含む)で3工事への申請
配置予定技術者については1人で申請

落札イメージ

・防波堤築造工事(その1) A社(落札)
B社
C社
D社

A社落札のため除外

・防波堤築造工事(その2) ~~A社~~
B社(落札)
C社
D社

B社落札のため除外

・防波堤築造工事(その3) ~~A社~~
~~B社~~
C社(落札)
D社